

# 横浜市立日下小学校いじめ防止基本方針

～全ての子どもが安心して豊かな学校生活を送るために～

平成26年3月6日策定（令和5年3月31日改定）

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### ① いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### ② いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を示す。

- ・いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- ・いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ・子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- ・子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

## ② 「学校いじめ防止対策委員会」の設置及び組織

### ① 委員会の構成

構成員・・・校長・副校長・教務主任・主幹教諭・児童支援専任・養護教諭・各学年より児童指導部会担当者を主として構成する。  
必要に応じて心理や福祉の専門家(学校カウンセラー・SSW等)の参加を求める。

役割・・・学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担う。

### ② 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上定期的に開催する。  
また、いじめを認知した際には直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。
- ・いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- ・いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動等にかかる情報について、収集、記録共有を行う。
- ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係ある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携などの対応を組織的に実施する。

### ③ 委員会の活動内容

#### ○未然防止

- ・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ・授業づくり、集団づくり
- ・ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくり
- ・ペア活動や委員会活動等の充実
- ・子どもたちの主体的な取り組み(日下っ子会議等)への支援
- ・『子ども社会的スキル横浜プログラム』を活用した体験活動の充実
- ・「学校いじめ防止対策委員会」の存在並びに活動を児童・保護者に周知
- ・情報モラルの推進

## ○早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）
- ・日下っ子スマイルアンケートの実施・分析
- ・定期的なアンケート・全市一斉アンケートの実施
- ・インターネットを通じたいじめへの対処

## ○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（P D C Aサイクルの実行を含む。）

## 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

### ①いじめの未然防止

- ・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ・人権教育、道徳教育の推進
- ・ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくり
- ・ペア活動や委員会活動等の充実
- ・子どもたちの主体的な取り組み（日下っ子会議等）への支援
- ・『子ども社会的スキル横浜プログラム』を活用した体験活動の充実
- ・情報モラルの推進

### ②いじめの早期発見

- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）
- ・定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーーンの実施
- ・定期的な教育相談の実施
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進
- ・保護者、地域、関係機関との連携

### ③いじめに対する措置

- ・組織的対応の徹底(いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録)
- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童への指導および保護者への指導・支援
- ・保護者の協力、警察署等関係機関、専門機関との連携

### ④いじめの解消

《いじめ解消の要件》

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることが必要である。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

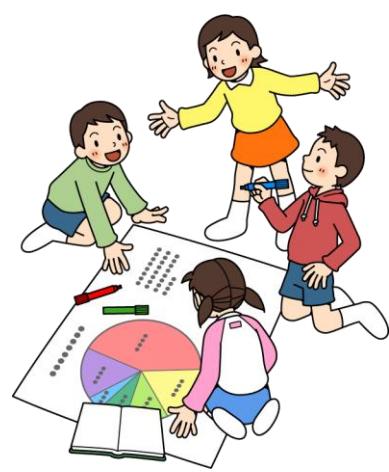
### ⑤教職員への研修

- ・児童理解研修の推進
- ・いじめ防止、対応に向けた校内研修の充実
- ・要配慮児童に関する情報の共有

### ⑥地域・外部機関との連携

以下の機会等を活用し、学校が抱えている課題やいじめの問題について、保護者・地域と共有し、連携・協働して取り組む。

- ・小中一貫教育推進での情報交換
- ・地区懇談会や学校家庭地域連携事業での、地域の方々、保護者、小中教職員での情報交換、懇談
- ・児童相談所・警察・少年保護センター等との、子どもたちの健全育成のための連携
- ・地区パトロールでの、子どもたちにとって安全・安心なまちづくり・地域の様子の把握



## ⑦取組の年間計画

	児童	職員・保護者・地域連携
4月	児童理解の引き継ぎ 懇談会・家庭訪問の実施 (家庭での様子や問題等の共有)	「いじめ防止基本方針」を全教職員に周知 個別支援学級と交流級情報交換 学校説明会・懇談会
5月	スポーツテスト(身体面、体力面等の観察・把握) 「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施(記名式アンケート・教育相談)	学校説明会
6月	学校生活アンケート (クラスでの居場所・交友関係等の把握)	学級懇談会 小中情報交換会・地区懇談会 学校・家庭・地域連絡協議会
7月		懇談会・個人面談(希望者) 地域パトロール 笛下中ブロックトレセン
8・9月	ふり返りカード(前期の学習面・生活面での個人のふり返り)	港南区子ども会議・小中情報交換会 学級懇談会 個人面談
10月	学校生活アンケート (クラスでの居場所・交友関係等の把握)	運動会
11月		学校評価アンケート(保護者向け)
12月	人権週間とふり返り 全市一斉いじめアンケート	土曜参観 いじめ防止啓発月間(いじめ解決一斉キャンペーンの実施)
1月	学校生活アンケート (クラスでの居場所・交友関係等の把握)	小中連携事業
2月		学級懇談会 幼保小引継ぎ
3月	ふり返りカード(後期での学習・生活面での個人のふり返り)	小中引継ぎ

※月1回以上、児童指導部会、職員会議等で児童に関する連絡・報告の時間を設ける。

(要配慮児童・問題行動等の情報の共有)

※月3回程度、学校カウンセラーによる教育相談を行う。



## 4 重大事態への対処

### ① 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同条第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同条第2号)とされている。

### ② 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

### ③ 児童・保護者への報告

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

「いじめ防止対策委員会」を中心として、速やかに対処するとともに、再発防止も視点においていた「調査」を実施する。入れた調査を行う。調査結果を教育委員会に報告する。

## 5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(P D C Aサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し措置を講じる。

見直しの結果、いじめ基本方針を改定した場合は、改めて公表する。

平成26年3月6日策定

令和5年3月31日改定